

那覇港総合物流センターⅡ期整備運営事業
募集要項等の修正について
【新旧対照表】

令和8年3月25日
那覇港管理組合

募集要項の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	6	第2	9					契約保証金	その他、事業者は、 <u>事業契約及び行政財産貸付契約に定める事業者の義務履行の担保として貸付料月額12ヶ月分の契約保証金を組合に預託するものとし、行政財産貸付契約の満了後に、組合は事業者に対して利息を付さないで、返還するものとする。</u>	その他、事業者は行政財産貸付契約に定める事業者の義務履行の担保として貸付料月額の5か年分の契約保証金を組合に預託するものとし、行政財産貸付契約の満了後に、組合は事業者に対して利息を付さないで、返還するものとする。
2	6	第2	10					事業スケジュール (予定)	事業者の提案によるが、 <u>事業契約(組合議決があった旨を組合から事業者へ通知)</u> から5年以内に供用を開始すること。	事業者の提案によるが、 <u>行政財産貸付契約の締結日から5年以内</u> に供用を開始すること。

要求水準書の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	3	1	2-5					事業スケジュール	事業者の提案によるが、 <u>事業契約(組合議決があった旨を組合から事業者へ通知)</u> から5年以内に供用を開始すること。	事業者の提案によるが、 <u>行政財産貸付契約の締結日から5年以内</u> に供用を開始すること。
2	9	3	1-2					業務期間	なお、本施設の供用開始日は、事業者の提案によるが、 <u>事業契約(組合議決があった旨を組合から事業者へ通知)</u> から5年以内とする。隣接敷地(約2.0ha)を含めた提案の場合も同様である。	なお、本施設の供用開始日は、事業者の提案によるが、 <u>行政財産貸付契約の締結日から5年以内</u> とする。隣接敷地(約2.0ha)を含めた提案の場合も同様である。
3	14	3	2-2					業務期間	本施設の供用開始日は、事業者の提案によるが、 <u>事業契約(組合議決があった旨を組合から事業者へ通知)</u> から5年以内とする。隣接敷地(約2.0ha)を含めた提案の場合も同様である。	本施設の供用開始日は、事業者の提案によるが、 <u>行政財産貸付契約の締結日から5年以内</u> とする。隣接敷地(約2.0ha)を含めた提案の場合も同様である。
4	—							添付資料11	—	p.5、行政財産貸付契約締結から5年以内に供用開始となるよう図を修正

様式集(提案審査)の修正内容

No	頁	様式番号	1	(1)	項目等	旧	新
1						—	Excelファイル内の不要なシート(シート名「不要 →」、「H-17 什器・備品等リスト」、「I-3 維持管理費見積書(内訳表)」)の削除

事業契約書(案)・別紙の修正内容

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	旧	新
1	契約書	3	3		10				本施設の 供用開始日	事業者の提案によるが、 <u>事業契約(組合議決があった旨を組合から事業者に通知)</u> から5年以内に供用を開始すること。	事業者の提案によるが、 <u>行政財産貸付契約の締結日</u> から5年以内に供用を開始すること。
2	契約書	4	5							第5章_施設整備業務	第5章_施設整備業務